

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 倚山会
主たる事務所の所在地	徳島県徳島市東山手町1-41-6
代表者（職名・氏名）	理事長 吉岡 一夫

2. 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

（1）ご利用事業所の概要

事業所の名称	TAOKA ケアプランセンター 山手
所在地	徳島市東山手町1丁目5
電話番号	(088) 624-7887 *緊急時 090-4500-7887
FAX番号	(088) 678-6188
事業所の指定番号	3670104490
指定年月日	2015年8月1日
事業実施地域	徳島市・佐那河内村・松茂町・北島町・藍住町 その他の地域はご相談に応じます。
営業日	月曜日～土曜日 ※祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで 【24時間 365日対応可能】

（2）事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある者に対し、適正な指定居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。
運営の方針	・可能な限りその居宅において、その有する能力、置かれている環境等に応じて、自立支援、重度化防止のための取り組みを実施し、安定した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。 ・利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ・利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類及び特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように努める。 また訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の事業所における利用割合について公正中立性の確保のために取り組みを行う。 ・利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行う。 ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制の整備を行う。 ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、医療機関、介護保険施設、特定相談支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 ・「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等」に関する知識を持つことが要件に追加され、評価の充実を図る。

(3) 事業所の職員体制

管理者	(氏名)	中山 雅子
	職 務 内 容	人 員 数
管理者	従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。	常勤1名（兼務）
介護支援専門員 （主任介護支援専門員）	ケアマネジメント業務を行います。	常勤3名以上
事務員	間接的なケアマネジメント業務を行います。	常勤1名

3. 居宅介護支援サービス内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用 有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる 「居宅介護支 援業務の実施 方法等につ いて」を参照下 さい。	左の①～⑦の 内容は、居宅 介護支援の一 連業務とし て、介護保険 の対象となる ものです。	別紙に掲げ る「利用料 及びその他 の費用につ いて」を参 照下さい。	介護保険適用となる 場合には、利用料を 支払う必要がありま せん。 (全額介護保険によ り負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

① 基本料金

	要支援1・2	
介護支援専門員1人当り	介護予防支援費(I) 3,609円	
	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当 りの利用者の数が50 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ(i)(a) (単位数 1,086) 11,088円	居宅介護支援費Ⅱ(i)(b) (単位数 1,411) 14,406円
〃 50人以上 60人未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ(ii)(a) (単位数 527) 5,380円	居宅介護支援費Ⅱ(ii)(b) (単位数 683) 6,973円

◎1単位は10.21円で計算しています。

② 各種加算（1回につき、要介護度による区分なし）（別紙参照Ⅰ）

③ その他の費用について

交通費：事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定に基づき、交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求いたします。

4. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5. 指定居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所 などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとします。
- (4) 利用者及びその家族は、当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス 事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置 付けた理由を求めたりすることができます。
- (5) 身分証携行義務 介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します

6. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修の実施

7. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

虐待防止に関する責任者：管理者 中山 雅子

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

8. ハラスメント対策

事業所は、安定した居宅介護支援サービスを提供するために次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 職場におけるハラスメント防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図り、職員が働きやすい環境づくりを目指す。
- (2) ハラスメント防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対しハラスメントを防止するための定期的な研修の実施
- (4) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとし
ます。(別紙同意書参照)

10. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により万象すべき事故が発生した場合は必要な賠償を行います。

介護相談窓口に関する相談、苦情について

事業所の名称	TAOKA ケアプランセンター山手		
所在地	徳島市東山手町1丁目5		
電話番号	(088) 624-7887	*緊急時	090-4500-7887
管理者	中山 雅子		

各市町村の介護保険課へ連絡してください(別紙参照Ⅱ)

重要事項説明書 (別紙)

I. 各種加算 (1 回につき、要介護度による区分なし)

項 目	内 容	単位数	金 額
初回加算	新規に予防サービス計画、居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更され居宅サービス計画を作成する場合	300 単位	3,000 円
特定事業所加算 (Ⅱ)	(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 (4) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 (5) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。 (8) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 (9) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること (平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用) (10) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 (11) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス (インフォーマルサービスを含む) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	421 単位	4,210 円
特定事業所医療 介護連携加算	病院との連携や看取りへの対応の状況の評価	125 単位	1,250 円
委託連携加算	介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価	300 単位	3,000 円
入院時情報連携 加算 (Ⅰ)	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合	250 単位	2,500 円

入院時情報連携 加算（Ⅱ）	入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合	200 単位	2,000 円
通院時情報連携 加算	利用者の通院に介護支援専門員が同席し必要な情報提供を行うと共に、医師又は歯科医師から情報を得た上で居宅サービス計画に記録した場合（利用者 1 人につき 1 月に 1 回限度）	50 単位	500 円
退院・退所加算 （Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により 1 回受けていること	450 単位	4,500 円
退院・退所加算 （Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンスにより 1 回受けていること	600 単位	6,000 円
退院・退所加算 （Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により 2 回受けていること	600 単位	6,000 円
退院・退所加算 （Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を 2 回受けており、うち 1 回はカンファレンスによること	750 単位	7,500 円
退院・退所加算 （Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を 3 回以上受けており、うち 1 回はカンファレンスによること	900 単位	9,000 円

◎支援認定の場合は初回加算、委託連携加算のみです。

Ⅱ. 保険者の窓口

- ① 徳島市 徳島市役所高齢介護課 所在地：徳島市幸町 2 丁目 5 番地
電話 088-621-5585（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ② 佐那河内村 佐那河内村役場 健康福祉課 所在地：名東郡佐那河内村下字中辺 71 番地 1
電話 088-679-2111（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ③ 藍住町 藍住町役場 健康推進課 所在地：藍住町奥野字矢上前 52 番地 1
電話 088-637-3311（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ④ 北島町 北島町役場 保健福祉課 所在地：北島町中村字上地 23-1
電話 088-698-9805（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ⑤ 松茂町 松茂町役場 健康保険課 所在地：松茂町広島字東裏 30 番地
電話 088-699-8712（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ⑥ 石井町 石井町役場 長寿社会課 所在地：名西郡石井町高川原字高川原 121-1
電話 088-674-6111（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ⑦ 上板町 上板町役場 福祉保険課 所在地：板野郡板野町七条字経塚 42
電話 088-694-6810（平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時）
- ⑧ 徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 所在地：徳島市川内町平石若松 78-1
電話 088-666-0117（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）
- ⑨ 徳島県運営適正化委員会 所在地：徳島市中昭和町 1-2
電話 088-611-9988（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時）